



発 同志社大学法学部「藤馬会」事務局

行 (0774) 24-9244

第12号

龍のおとし子

2000年10月 (題字・藤馬龍太郎筆)

年会費(1500円)の振り込みは…
口座名: 同志社大学 藤馬会 藤馬龍太郎
富士銀行 出町支店 普通 1538207
郵便局 14430-1-1121441

「国旗に敬礼しない自由・君が代を歌わない自由」と「ラ・マルセイーズ」と「カレジンズ」

同志社大学名誉教授 藤馬 龍太郎

落語の三題噺みたいであるが、ここでは、国旗・国歌の法制化をめぐる、思いのつらさに書いてみよう。君が代の法制化に賛成しなくても議論をよんだものの一つは「なぜ、いま君が代を法制化するのか」という点であった。教育現場では、それに伴って、君が代を歌うことが義務づけられると、教師・生徒・児童への指導強化に連なるのではないかと、という危惧や不安が述べられた。これに対し政府は、日の丸・君が代の指導に関しては「強制しない」と答えながら「すべての学校で適切に実現するため、場合によっては職務命令もありうる」と述べて、法律(国旗・国歌法)と学習指導要領によって二重に学校や教師・生徒・児童に対して国旗の掲揚や、君が代の斉唱を強制することもありうる発言を行なった(事実、この危惧は現実のものになっている。朝日紙



藤馬教授定年退職記念

平成二年三月一日付社説「国旗・国歌・だれのため」の卒業式で、「君が代」を歌いたくない人に法律や教育委員会の指導でそれを強制することが許されてよいのか、という点で、国家が個人に対してその信じている思想・信条を強制的に表明させたり、また心のなかで信じていない事柄を無理に表明させたりすることは許されない(内心の自由)。この点について、一九四〇年のゴビテス事件と一九四三年のバーネット事件についてのアメリカ連邦最高裁判所の判決について言及しないわけにはいかない。当時アメリカの多くの州では、小学校の朝礼の際に児童がいっせいに起立して合衆国の国旗に敬礼することを州法もしくは教育委員会規則で強制していた時期があった。この二つの事件はいずれも、一切の戦争に反対し、また国旗に対する敬意にもきびしくこれに反対

する宗派「エホバのあかし」に属する児童が国旗の敬礼を拒んだため、放校処分をうけ、その父親が差止命令(インジアンクジョン)を求めたケースである。一九四〇年の判決では最高裁は、八対一でその強制は憲法に適合すると判断した(たつた一人反対意見を述べたストーン裁判官のそれはきわめて格調高いものであるが紙数の関係で割愛せざるを得ない)。しかしこの判決は、わずか三年のち、一九四三年のバーネット判決では六対三で覆され、違憲判決が出るのである。多数意見を書いたロバート・H・ジャクソン裁判官は、おおよそ次のように「彼らが国旗敬礼を拒否することは、その他の人々が国旗に敬意を払う権利を侵害するものではない。ここでは国家の権威と個人の権利との衝突があるだけである。権利の衝突は、意見の表明を個人に強制することを許さない」と。つまり、国旗に対する敬意を拒否することは、沈黙の自由の保障の範囲内であるというわけである。第二次世界大戦下のアメリカで、なお少数者の権利を思想・良心のゆえに保障しようとするものであった。ここに私達はアメリカの「良心」の息吹を感じることが出来る。この判決は、私達に君が代の強制は許されないこと、そして沈黙の自由の大切さを教えてくれている。

ラ・マルセイーズといえ、一九四八、九九年ごろ学生時代に感激して親大尉ルジェ・ド・リールによって一夜にして作詞・作曲されたこの曲は、紆余曲折はあったものの、第三共和制

下の「一八七九年二月二四日」に「国歌」と決定された。第四共和制憲法(一九四〇)を経て現行第五共和制憲法第二条第三項に「国歌はラ・マルセイーズである」として、定着している。「カサブランカ」のなかでナチス将校が歌う「ラインの誇り」を初めて聴いたとき、私はわが耳を疑った。なんとわが同志社カレッジ・ソングのメロディではないか。同志社オールド・ボーイの私としては、あの

「ワンバース・ドリーシャ」のメロディがナチス・ドイツ将校の愛唱歌だったことは、いささか複雑な心境、いや正直いってショックであった。そして、その気持ちは変わっていないのである。

第五回藤馬会総会に当たって、ご多忙のなか、お世話下さった役員とご協力賜った会員の皆様には深甚なる謝意を表します。

「犯罪被害者支援について思うこと」 高瀬久美子

10年以上前になりますが、司法修習生の頃より、法律の仕組みの中の犯罪被害者の立場や被害回復の問題が、不十分であると感じていました。弁護士になってからは、刑事弁護で被害者に応対するときや犯罪被害者から被害回復の方法や告訴の仕方等について相談を受けるときに、法的なアドバイスとしては間違っていないけれども、被害回復にならないのでは、ないかと悩むことが何度もありました。特に、ようやく弁護士に相談してみようかという気持ちになるほど回復し始めた性被害者の被害者に「これは、報告罪です。告訴が必要ですが、告訴期間が6月です。で現在では刑事告訴は無理です。」と裁判になれば民事、刑事を問わすに置かざることは困難です。法廷でプライバシーが侵害されない保障はありますが、学生生活に、いかにして被害者の現状を正しく伝えていくのか、そのことがかえって被害者の被害回復の手段として告訴や裁判をすることを躊躇させる結果になるという矛盾を感じていました。ようやく最近になって被害者の受けた心の傷や実態が理解されはじめ心的

今、私の中で藤馬会のホームページを立ち上げたいという夢がふくらんでいています。

会員がすべて社会人で、最年長会員の現役引退もまだ先である今後何年間、この面は早急に実現したいところです。以上、私の夢で私の勝手には出来ませんが、ましてや一人で出来るものではないと思いますが、実現したいと思っています。(69年度生)

授ける魚料理の機嫌」といって本を買った。載っている美味そうな料理の写真をみながら、次なる釣魚を何にしようかと考えた。その結果、告訴期間の制限がなく、先の元大坂府知事の裁判のように、匿名やついたての中で証言等被害者のプライバシーに対する配慮がなされるようになつてきました。これからは犯罪被害者の真の被害回復のためにさらに支援の方法が検討され、法律や裁判が変わることを、一人の人間として切望しています。弁護士としてその一端を担えたらと考えています。(74年度生)

趣味と実益 岡田光弘

月日が経つのは早いもので、「龍のおとし子」も第三号。藤馬会発足以来常々この会を支え続けてきた方々がいらっしやる中で、私などが藤馬会の思い出などを記すのは聊か面映ひ気味があるので、いっそ私の趣味と実益について書くことにしよう。

さて、歴「何々が嵩じて〇〇(を)する」などと言うが、私の場合は少し前から「釣りが嵩じて」魚料理になる事となった。そもそも趣味(道楽?)は魚(肴?)もいらない。釣る事だ、この間「旬」を楽しむ釣り魚料理「漁師が伝

第15回
藤馬会によせて
藤馬会会長 水谷麗子

